

紀美野町地域公共交通活性化再生協議会 委員名簿

No	要綱第3条に基づく 位置づけ	所属	職名	氏名
1	紀美野町長又はその 指名する者	紀美野町	副町長	細峪 康則
2	地域公共交通の活性 化及び再生に関する 法律第2条第2号に 掲げる公共交通事業 者等及びその組織す る団体が推薦する者	大十バス株式会社 (有限会社こおのタクシ ー)	代表取締役	畠山 博充
3		一般社団法人和歌山県バ ス協会	専務理事	森下 清司
4		一般社団法人和歌山県タ クシー協会	会長	豊田 英三
5	住民又は利用者の代 表	紀美野町区長会	会長	横山 健司
6		紀美野町老人クラブ連合 会	会長	前村 勲
7	近畿運輸局和歌山運 輸支局長又はその指 名する者	近畿運輸局和歌山運輸支 局	首席運輸企画専門 官(企画調整)	竹森 盛高
8			首席運輸企画専門 官(輸送・監査)	明石 久則
9	道路管理者、県警察、 学識経験者その他の 協議会が必要と認め る者	海草振興局建設部海南工 事事務所	所長	古家 国茂
10		海南警察署	署長	平 哲治
11		和歌山県地域振興部地域 政策局 総合交通政策課	課長	石井 宏紀
12		紀美野町教育委員会	教育長	中野 卓哉

紀美野町地域公共交通活性化再生協議会の設立について

1. 経緯及び趣旨

現在、本町が直面している重要な課題の一つが、「住民の皆様の日常の移動手段をどう守り抜くか」ということです。

本町の高齢化率は約49%に達し、運転免許を返納される方も年々増加しています。それに伴い、日常の買い物や通院といった生活に必要な移動が困難になる、いわゆる「買い物等の生活移動に困難を抱える住民」や「移動困難者」の問題が、地域社会の深刻な懸念となっております。

その一方で、現在運行している既存のコミュニティバスは、大変厳しい状況に直面しています。今まではニーズが多くあった、決まった時間・決まった路線を走る従来の運行形態が、現在の住民の皆様の細やかな生活ニーズと合わなくなってきており、利用者の数は大幅に減少しているのが実態です。

「移動手段を必要としている高齢者は確実に増えているのに、既存のバスは利用されていない」。この大きなミスマッチにより、本町のこれまでの公共交通施策は、従来の仕組みだけでは対応しにくい状況です。

こうした状況は本町特有のものではなく、全国の自治体が等しく直面している問題です。

全国の過疎地域においても、運転者不足等の構造的な課題が重なり、従来のバス路線を維持することが極めて困難になっています。まさに今、日本の地域公共交通は、これまでの在り方を見直し、新しい時代のニーズに合わせた形へと再構築すべき「再構築が求められる局面」を迎えています。

こうした中、本町の危機的な現状と全国的な潮流を踏まえ、私たちは小手先の見直しにとどまらず、これからの紀美野町にふさわしい、持続可能な交通体系を根本から検討しなければなりません。

しかし、この重要な転換は、行政の単独の思い込みで決めるべきものではありません。交通事業者、警察関係者、有識者の方々、そして何より利用者である町民の代表である委員の皆様の専門的な知見や、住民の皆様のリアルな声を広くお聞きし、しっかりと合意形成を図りながら進めることが不可欠です。

そこでこの度、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会として、本協議会を立ち上げ「紀美野町地域公共交通計画」を策定することになりました。

地域公共交通の再構築は、紀美野町に安心して住み続けるための根幹づくりそのものです。委員の皆様におかれましては、それぞれの視点から活発なご議論を賜り、新しい「紀美野の地域公共交通」を創り上げるためのお力添えをいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、既設の「紀美野町地域公共交通会議」については、地域公共交通計画の策定から、同計画に基づく施策の実施までを一体的かつ継続的に協議できる体制とするため、本協議会へ移行することとしました。

2. 紀美野町地域公共交通計画について

「紀美野町地域公共交通計画」は、町民の皆さんが安心して移動できる、将来の持続可能な公共交通のあり方を示す計画です。

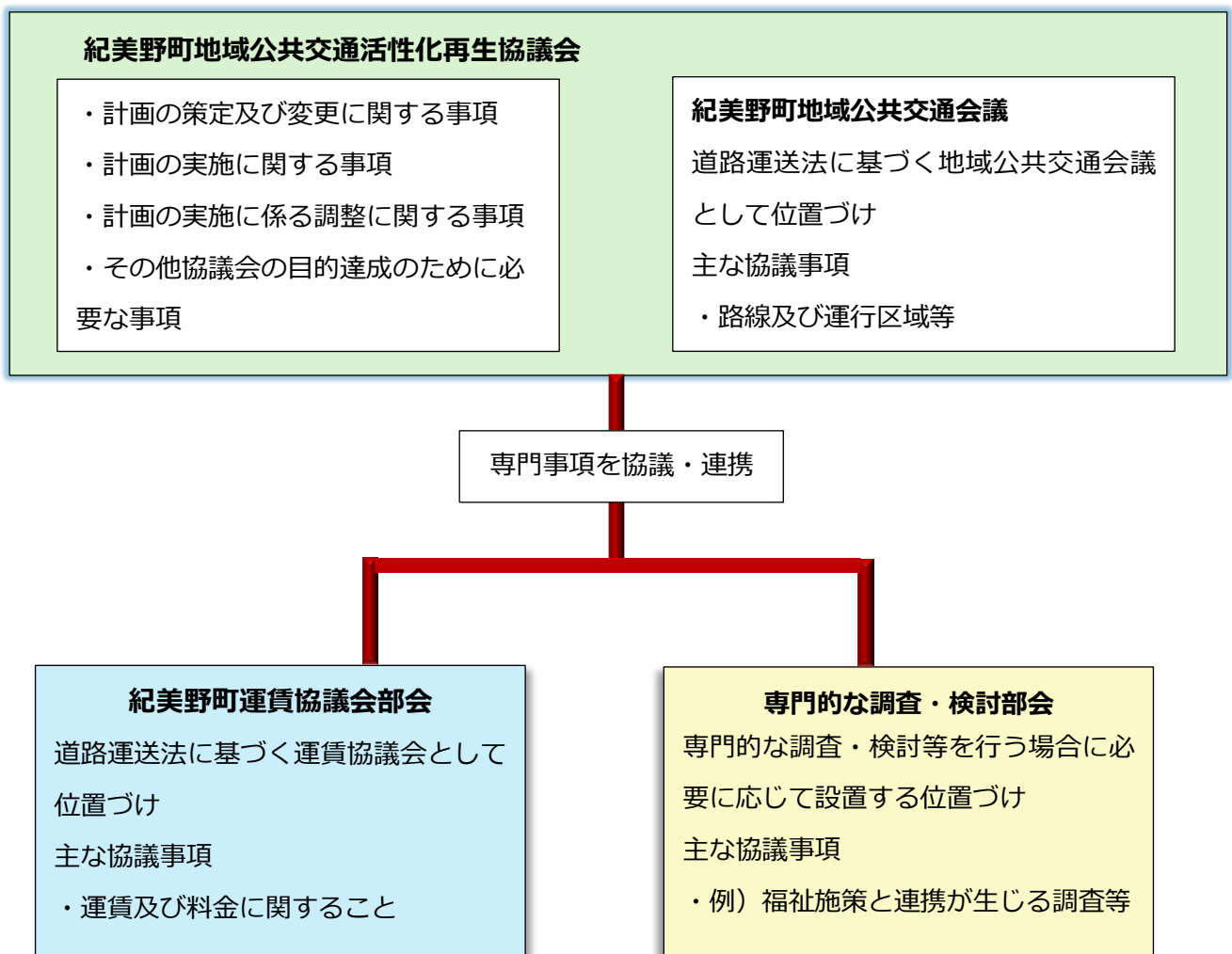
紀美野町では、人口減少や高齢化、運転手不足などにより、これまでの公共交通をそのまま維持していくことが難しくなっています。

計画の策定にあたっては、住民、交通事業者、関係機関で構成された本協議会（法定協議会）において丁寧に意見を聞きながら、紀美野町にとって、より良い公共交通のあり方を協議します。

この計画をもとに、「必要な人が、必要なときに、安心して移動できる公共交通」を目指し、将来にわたって持続できる交通体系の構築を進めていきます。（根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項）

3. 紀美野町地域公共交通活性化再生協議会の組織図

地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会



紀美野町地域公共交通活性化再生協議会設置要綱

令和 8 年 9 月 11 日

告示第 54 号

(目的)

第 1 条 紀美野町地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の実施に関する事項
- (3) 計画の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体及び個人で下記に掲げる委員をもって構成するものとする。

- (1) 紀美野町長又はその指名する者
- (2) 法第 2 条第 2 号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者、県警察等協議会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 行政機関の職員、関係団体の役員その他その職にある者をもって委員に充てる者については、その職にある期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第 1 項の委員に異動、退職その他の事由が生じた場合は、後任者をも

って当該委員の後任とする。

(組織運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、協議会の会計等を監査する監査委員を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の事務を処理するため、紀美野町企画管財課内に事務局を置く。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出したものは会議に出席したものとみなす。

4 協議会の議決の方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。

(書面による決議)

第8条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議することができる。この場合において、前条第4項中「出席者」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路運送法第9条第4項に規定する協議会として設置される運

賃協議会部会

(2) その他専門的な調査、検討を行うために設置される部会

3 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更の取扱いについては、和歌山運輸支局等と事前調整の上、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

附 則

この告示は、令和8年9月11日から施行する。

紀美野町運賃協議会部会設置要綱

令和 8 年 9 月 11 日

告示第 55 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項及び紀美野町地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（令和 8 年要綱第 54 号）第 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業者が定めようとする旅客の運賃及び料金について協議し、その他必要な事項を処理するため、紀美野町運賃協議会部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議を行うこと。
- (2) その他部会長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 部会には部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 部会を構成する委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 紀美野町長又はその指名する者
 - (2) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
 - (3) 地域住民の代表
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(部会運営)

第 4 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議を開催することができる。

- 2 部会は、委員全員が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、委員の合議により決し、合議により決することができないときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会長は、委員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ部会長に申出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、当該代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該委員が出席し、又は行ったものとみなす。
- 6 部会長は、部会の議事が緊急を要する場合、その他部会長が軽易な議

事と認めたときは、委員に対し、書面で当該議事に対する賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

(意見の聴取)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法第9条第4項に基づく協議が整ったものとみなす。

(事務局)

第7条 部会の事務を処理するため、紀美野町企画管財課内に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月11日から施行する。

紀美野町地域公共交通活性化再生協議会財務規程

令和8年9月11日

訓 令 第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、紀美野町地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、紀美野町からの負担金、関係団体からの負担金、国又は和歌山県からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度、予算を調製し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに紀美野町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り、承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の項目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の項目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 会長は、予算の執行上必要があると認めるときは、歳出予算の流用及び予備費の充当を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監査委員の監査を受け、その結果を添えるものとする。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに紀美野町長に送付しなければならない。

(監査)

第10条 協議会に、監査委員2名を置く。

2 監査委員は、協議会の会計及び出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監査委員は会長と兼ねることはできない。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この訓令は令和8年9月11日から施行する。

2 協議会が設立した日の属する会計年度においては、第2条第3項中「毎年4月1日に」とあるのは「協議会設立の日から」と読み替えるものとする。

別表第 1 （第 4 条第 1 項関係）

歳入予算の項目区分

項 目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

別表第 2 （第 4 条第 2 項関係）

歳出予算の項目区分

項 目
1 会議費
2 事務費
3 事業費
4 返還金
5 予備費

紀美野町地域公共交通計画策定について

1. 地域公共交通計画策定について

時期	内容
令和 8 年 10 月～11 月	地域公共交通計画策定支援事業者の募集
令和 8 年 11 月	事業者の審査及び選定
令和 8 年 12 月	計画策定支援準備業務の開始
令和 9 年 7 月	計画策定支援業務の開始
令和 9 年 11 月	地域公共交通活性化再生協議会の開催
令和 10 年 2 月	パブリックコメントの実施・協議会最終協議
令和 10 年 3 月	計画完成・町議会報告・公表
事業者の決定方法: 応募事業者から提案を受け、内容や実施体制などを審査して、最も適した事業者を選定します（公募型プロポーザル方式）。	